

西臼杵広域行政事務組合

災害廃棄物処理実施計画

平成28年4月

令和5年12月改訂

もくじ

第1章	基本事項	1 ページ
(1)	目的及び必要性	1 ページ
(2)	計画の位置づけ	1 ページ
(3)	計画対象地域	2 ページ
(4)	対象廃棄物	2 ページ
(5)	災害廃棄物と関連法	3 ページ
第2章	災害廃棄物の処理方針	3 ページ
(1)	災害廃棄物処理の手順	3 ページ
(2)	災害廃棄物の処理方針	3 ページ
(3)	役割分担	4 ページ
第3章	災害廃棄物処理に係る基本的な流れ	5 ページ
(1)	災害廃棄物の処理に係る基本フロー	5 ページ
(2)	災害発生時のし尿処理に係る基本フロー	7 ページ
(3)	適正処理が困難な廃棄物に関する処理方針	8 ページ
第4章	一時保管場所の確保及び運営	9 ページ
(1)	一時保管場所の機能	9 ページ
(2)	一時保管場所の選定	9 ページ
(3)	一時保管場所の運営	9 ページ
第5章	一般廃棄物の処理	10 ページ
(1)	収集・運搬	10 ページ
(2)	処理	10 ページ
(3)	し尿処理に係る被災の影響	11 ページ
第6章	災害廃棄物の処理に関する費用	11 ページ
第7章	支援・協力体制の整備	11 ページ
	一時保管場所予定地	12 ページ
	宮崎県市町村防災相互応援協定書	13 ページ
	災害時のし尿処理に係る相互応援協定	14 ページ

災害廃棄物処理実施計画

第1章 基本事項

(1) 目的及び必要性

西臼杵広域行政事務組合（以下「組合」という）では、令和四年に一般廃棄物行政分野における計画事項を具体化するための方策方針として「一般廃棄物処理基本計画」（以下「基本計画」という）を策定した。

この基本計画は、当組合の一般廃棄物処理行政における最上位の計画に位置づけられ、日常生活における一般廃棄物処理方針についての方向付けを示す中、第3章第4節5の6)において「災害廃棄物の処理処分」として具体的な対応を実践するための「災害廃棄物処理実施計画」を作成する。

大規模地震や水害などの災害に伴い発生する災害廃棄物や避難所などからの一般ごみ及びし尿を迅速かつ適正に処理することは、西臼杵郡民の生活基盤の早期回復と生活環境の速やかな復旧を図るためには欠かすことができない。

しかしながら、災害時に発生する災害廃棄物は、平常時に発生する一般廃棄物と比較して、質・量ともに大きく異なることが想定され、交通の途絶や一般廃棄物処理施設が被災することなどにより、収集・運搬や処理を行うことが困難になることが想定される。

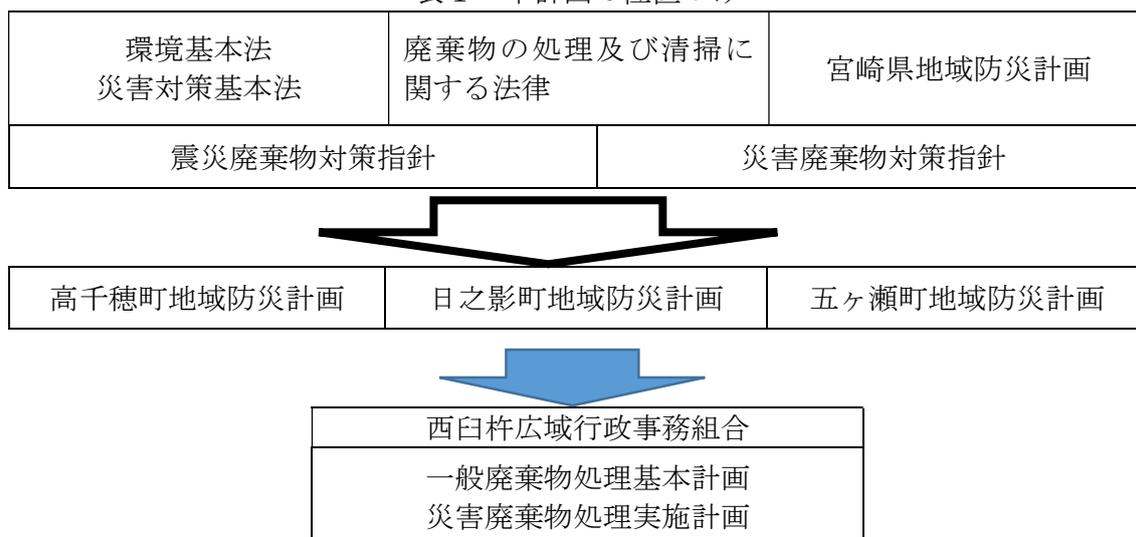
これらのことを踏まえると、災害廃棄物だけではなく、被災地区以外から発生する平常時の一般廃棄物を含め、その収集・運搬や処理に係る計画を策定することは重要である。

そこで、この「西臼杵広域行政事務組合災害廃棄物処理実施計画」（以下「本計画」という）は災害によって発生する廃棄物などの保管並びに収集・運搬・処理についての基本的な方針を示すことで、災害廃棄物などの適正かつ円滑な処理の推進を確保することを目的として策定するものであり、西臼杵郡内（以下「管内」という）における災害発生時に想定される事項を中心に、組合を構成する高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町（以下「三町」という）及び組合それぞれの基本的なルールを定めるものである。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、三町各々の地域防災計画に定められている一般廃棄物分野における計画事項を具体化するための施策方針として策定した組合基本計画及び三町各々の地域防災計画に位置づけられている風水害等の災害発生時の廃棄物処理について円滑な処理を推進するため、「震災廃棄物対策指針」「災害廃棄物対策指針」に基づき策定するものである。

表1 本計画の位置づけ



(3) 計画対象地域

本計画は、三町における災害廃棄物を適正に処理するための計画として策定するものであり、計画の対象地域は三町の全域とする。

(4) 対象廃棄物

本計画において対象とする廃棄物は、災害の発生により平常時と異なる対応が必要となる廃棄物とし、その概要を表2に示す。「一般廃棄物」と区分しているごみ、資源物、粗大ごみ、し尿及び浄化槽汚泥など、被災しなかった地区などから平常時と同様に排出される一般廃棄物についても災害廃棄物と併せて処理する必要があることから、併せて対象廃棄物とする。

表2 対象廃棄物

区分	内訳
災害廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ・が れ き : 損壊建物の撤去等に伴って発生するコンクリートがら、廃木材など ・処理困難物 : アスベスト、PCB含有物、フロン含有製品、プロパンガスボンベ、適正処理が困難な廃棄物 ・一般ごみ等 : 災害により発生した可燃ごみ、不燃ごみ、資源物など ・粗 大 ご み : 災害により一時的に大量に発生した家具類、家電製品など ・し 尿 : 避難施設等の仮設トイレなどからの汲取りし尿
一般廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ・一般ごみ、資源物、粗大ごみなど（避難所からの生活ごみを含む） ・し尿及び浄化槽汚泥

(5) 災害廃棄物と関連法

災害廃棄物の処理に関連する法令は廃棄物処理法のみならず、騒音・煤じんなどの2次的公害の他、所有者の特定や道路・公園の使用などにあたり様々な法律が関与してくる。非常時の行動とそれに関連する法律について、表3に示した。

表3 非常時の関連法

項目	関連法令
解体	民法、建築基準法、個人情報保護法
初期分別	廃棄物処理法、環境基本法、民法、道路法
破碎・分別処理	環境基本法、廃棄物処理法
一時保管場所	公園法、廃棄物処理法
がれき移動処理	廃棄物処理法
仮設トイレ設置汲取り	廃棄物処理法
避難所の廃棄物処理	廃棄物処理法

第2章 災害廃棄物の処理方針

(1) 災害廃棄物処理の手順

① 組合と三町との具体的なルール作り

- ・1次的には各町での的確な情報収集等迅速な対応が不可欠

※各町は一時保管場所の候補地をリストアップして随時更新する。

災害発生時には、予定された一時保管場所に災害廃棄物を保管する。

- ・2次的には組合の処理方針に基づいて処理

※組合の処理と委託処理の切り分け

災害発生時には、各々の一時保管場所から組合で受入れる事のできるものは組合に搬入することになるが、委託処理を行うものについては一時保管場所から直接搬出することを基本とする。

② 環境に配慮した処理

災害廃棄物の処理においては、安易に埋立処分や焼却処分することなく、分別処理を優先的に考慮することなど、環境に配慮した処理を行う必要がある。このため、一時保管された災害廃棄物を組合が確認して具体的な分別処理を検討することによって効率的、かつ、合理的な災害廃棄物の処分を行う。

(2) 災害廃棄物の処理方針

災害廃棄物の処理にあたっては、次のことに留意をして進めていくものとする。

① 災害廃棄物の分別・リサイクル

- ・分別と減量化を優先
- ・最終的に残ったものを最終処分

② 廃棄物の適正処理

災害廃棄物の基本的分類は次のとおりとする

- ・木質系、可燃物、金属類、たたみ、タイヤ
- ・家電類（廃家電法対象物は別個に分別）
- ・不燃物、コンクリート・ガラ類、鉄筋コンクリート類、危険物

③ 早期処理

被災地域の早期復旧・復興を図るには、長くて2年以内の処理を目標とする

④ その他

具体的な処理方針は、三町と組合が協議のうえ決定する。

(3) 役割分担

三町、組合及び事業者の主な役割は表4のとおりとする。

表4 役割分担

三町	組合	事業者
担当業務	担当業務	担当業務
1 被災状況の推計	1 受入部分計画	1 最終処分
2 被災状況の把握	2 搬入条件の設定	2 委託処理
3 一時保管場所の設置	3 搬入の手順	3 リサイクル
4 受入体制（人員）	4 分別品目の設定	4 売却
5 住民への周知	5 搬出先の手配	5 その他
6 搬出先の手配・協議	6 その他	
7 仮設トイレの設置		
8 申請関係（補助金ほか）		
9 その他		

第3章 災害廃棄物処理に係る基本的な流れ

(1) 災害廃棄物の処理に係る基本フロー (図1)

災害廃棄物は選別を徹底し、資源化を推進することにより処理・処分量を削減し、適正に処理を行う。また、被災していない家庭や避難所から発生する一般廃棄物などは、極力平常時と同様の収集体系を維持するものとするが、災害規模に応じて弾力的な方策を図ることとする。

図1

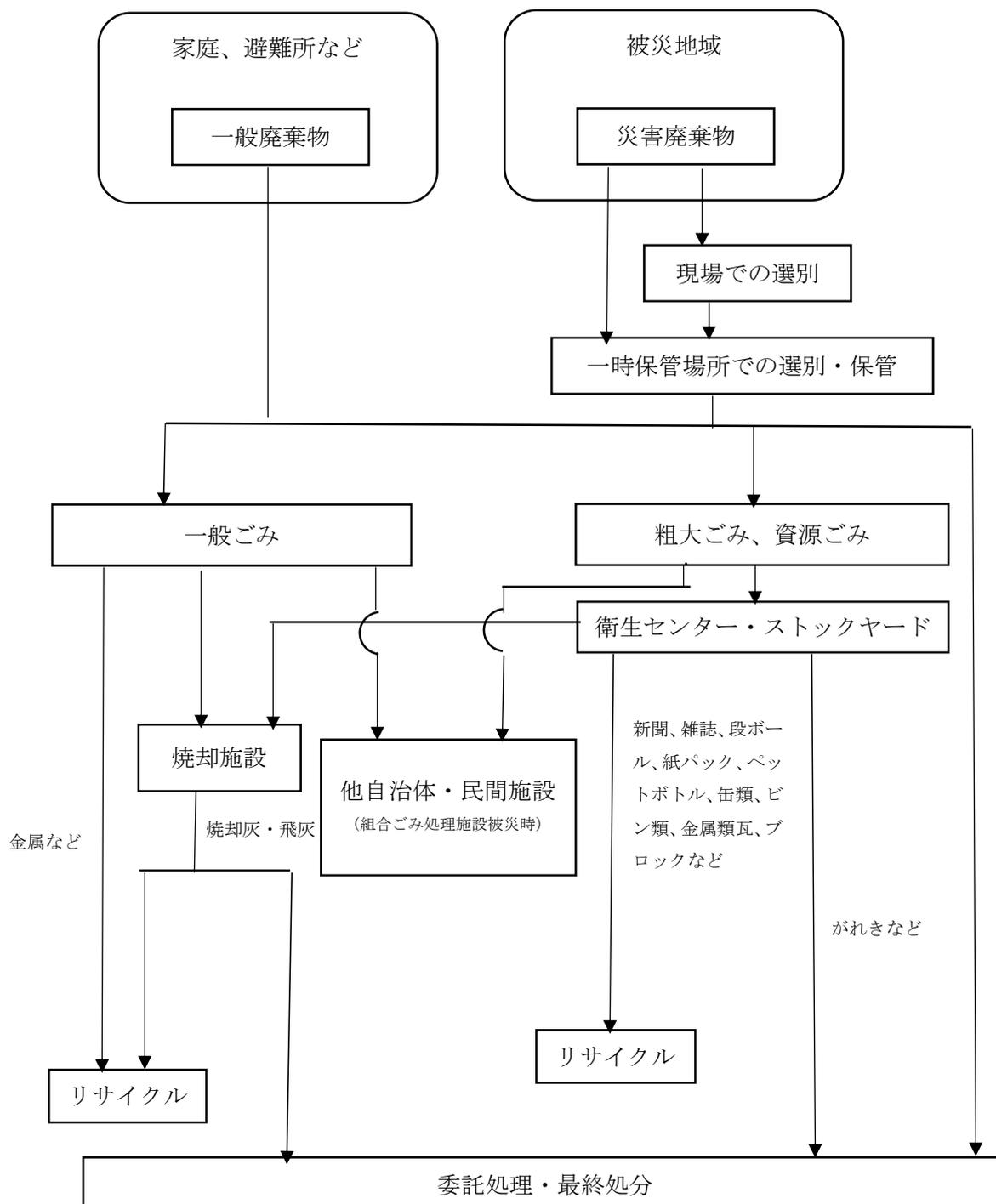


表5 災害廃棄物などの処理業務の基本的流れ

状況・項目		業務内容
災害発生直後	1 状況把握	① 災害の状況把握（三町） ② 定期収集の一時停止、収集体制の構築、交通状況の把握（三町・組合） ③ 処理施設の被災状況の把握及び搬入規制（組合）
	2 処理方針の策定	① 情報整理・分析（三町） ② 災害廃棄物の発生量の推計（三町） ③ 三町と組合との連絡調整の確認（三町・組合） ④ 分別区分、排出方法、収集方法の検討（三町・組合） ⑤ 災害廃棄物一時保管場所の設定（三町） ⑥ 避難場所などの分別区分・排出方法・排出場所などの設定（三町・組合） ⑦ 必要な資機材・人員の確保（三町・組合） ⑧ 収集方法・収集ルートなどの設定（組合） ⑨ 被災地以外の排出方法などの広報（三町・組合）
当面の対策	1 処理方針の決定	① 分別、排出・収集方法の決定（三町・組合） ② 役所内及び住民への周知準備（三町・組合）
	2 一時保管場所の確保	① 災害廃棄物一時保管場所の確保（三町） ② 災害廃棄物受入体制の整備（三町） ③ 役所内及び住民への周知（三町・組合）
	3 一時保管場所での受入 *第1次処理	① 一時保管場所での受入（三町） ・職員の配置及び必要機材の導入 ・受入の優先順位 ・時間帯の設定 ・第2次処理も考慮 ② 組合施設での受入対象物、受入基準等の決定（三町・組合） ③ 罹災証明書の発行（三町）
	4 組合での受入 *第2次処理	① 処理能力を考慮した受入（組合） ② 適正処理、資源化を踏まえ、種類ごとに区分・保管（組合） ③ 必要に応じて広域的な処理も考慮（組合）
	5 計画的な収集・運搬・処理の実施	① 災害廃棄物処理実施計画に基づき計画的な処理の推進（三町・組合） ② 広域的な処理を推進し、処理能力不足の補完（組合） ③ 支援の要請と受入（三町・組合） ④ 収集・運搬、処理に関する住民への情報提供（三町・組合）
	6 倒壊建物の解体・撤去	① 住民からの解体・撤去の申請の受付（三町） ② 現地調査、解体撤去の決定（三町） ・危険性、公益性などの観点から優先順位の決定 ③ 解体・撤去の確認（三町）

復旧対策	1 計画的な処理の実施	① 復旧に必要な資機材の確保（三町） ② 災害規模によっては他市町の協力依頼（三町・組合） ③ 計画的な収集・運搬、処理の継続（組合） ④ 復旧状況に応じて災害廃棄物処理の縮小（三町・組合） ⑤ 平常業務体制の確保（組合）
	2 一時保管場所の現状復旧	① 復旧状況に応じて、一時保管場所の閉鎖（三町） ② 一時保管場所の原状復旧と所有者への返却（三町）
	3 補助金等の申請	① 災害廃棄物処理事業費の申請（三町） ② 廃棄物処理施設災害復旧事業費の申請（組合）

(2) 災害発生時のし尿処理に係る基本フロー

し尿・浄化槽汚泥は、平常時と同様に西臼杵衛生センター（以下「衛生センター」という）の施設で処理を行うことを基本とする。仮設トイレなどの貯留量は、家庭の汲取り便槽などに比較して少ないことから、避難所や避難場所の収集を定期的に行えるよう配慮する。なお、仮設トイレの構造上、吸着剤や固化剤などで凝固させたし尿については、一般ごみとして取扱い、焼却処理する。また、日之影町の農業集落排水処理施設から発生する汚泥については、調整をしながら受入を実施する。

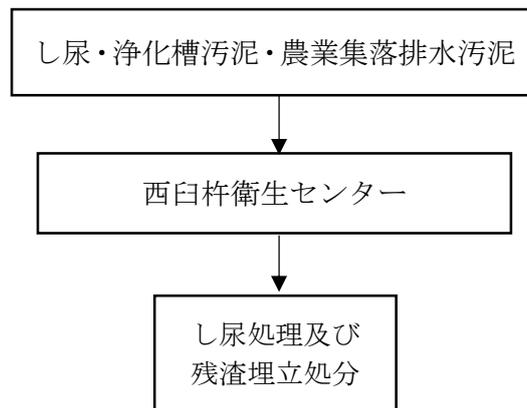


表6 し尿などの処理業務の基本的流れ

状況・項目		業務内容
災害発生直後	1 状況把握	① 災害の状況把握（三町） ② 定期収集の一時停止、収集体制の構築、交通状況の把握（組合） ③ 処理施設の被災状況の把握及び搬入規制（組合）
	2 処理方針の策定	① 情報整理・分析（三町・組合） ② 三町と組合との連絡調整の確認（三町・組合） ③ 下水道の損害及び農業集落排水処理施設の状況の確認（下水道：高千穂町、農集：日之影町） ④ し尿・浄化槽汚泥及び農業集落排水汚泥の発生量の推計（三町・組合） ⑤ 避難場所などにおけるトイレの設置場所、仮設トイレ

		の種類の設定（三町） ⑥ 一般ごみとして扱う汚物の排出方法・排出場所などの設定（三町・組合） ⑦ 必要な資機材、人員の確保（三町・組合） ⑧ 収集方法・収集ルートなどの設定（組合） ⑨ 被災地以外の排出方法などの広報（三町・組合）
当面の対策	1 処理方針の決定	① 処理施設の復旧（組合）施設被災時 ② 収集・運搬方法の決定（組合） ③ 災害時のし尿処理に係る相互応援協定による対応（組合） ④ 役所内及び住民への周知準備（三町・組合）
	2 仮設トイレの設置	① 住民からの要請受付（三町） ② 仮設トイレの必要性の判断（三町） ③ 仮設トイレの設置（三町） ・地域ごとの必要数 ・仮設トイレの種類 ・民間事業者への支援要請による設置 ・不足分の調達 ④ 設置場所などの周知（三町）
	3 計画的な収集・運搬・処理の実施	① 災害廃棄物処理実施計画に基づき計画的な処理の推進（三町・組合） ② 広域的な処理を推進し、処理能力不足の補完（組合） ③ 支援の要請・受入（三町・組合） ④ 収集・運搬、処理に関する住民への情報提供（三町・組合）
	4 下水道施設の活用	① 下水道関係部署との連絡調整（高千穂町） ② し尿・浄化槽汚泥の処理の可能性の検討（三町・組合） ③ 下水道への投入の検討（高千穂町）
復旧対策	1 計画的な処理の実施	① 計画的な収集・運搬、処理の継続（組合） ② 広域的な処理の継続（組合） ③ 復旧・復興状況による事業の縮小（組合） ④ 平常業務体制の確保（三町・組合）
	2 仮設トイレの撤去	① 避難場所、避難所などの状況、仮設トイレの利用状況の確認（三町） ② 復旧・復興状況に応じて仮設トイレの撤去（三町） ③ 仮設トイレ設置場所の現状復旧（三町）
	3 補助金等の申請	① 災害廃棄物処理事業費の申請（三町） ② 廃棄物処理施設災害復旧事業費の申請（組合）

(3) 適正処理が困難な廃棄物に関する処理方針

平常時に適正処理困難物として組合による収集・処理ができないものとして取り扱う廃棄物について、災害発生時における処理の方針は次のとおりとする。なお、これらの廃棄物のうち産業廃棄物に該当するものについては、平常時と同様に事業者の責

任において処理するものとする。

表7 適正処理困難物の処理方針

品目	処理方針
廃石綿（アスベスト）	アスベストの飛散防止対策は「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」（平成19年8月環境省 水・大気環境局大気環境課）を準用して適正な処理を推進する。
PCBを使用した家電製品	一般家庭から粗大ごみとして排出される PCB を使用した家電製品などは、組合が収集した後、含有部品の回収を関係団体に依頼する。
家電リサイクル法に基づく対象家電製品	一時保管場所に品目ごとに保管後、家電リサイクル法に基づき、三町・組合が販売店や業者に引き取りを依頼するものとし、適正な処理を推進する。
フロンが封入されている家電製品	冷風扇、除湿機、冷水機など、家電リサイクル法の対象品目以外のフロンが封入されている家電製品は、一時保管場所にて個別に保管後、三町と組合との協議により、適正処理をする。
感染性廃棄物	平常時同様、排出者の責任において処理するものとする。なお、震災時に設置される救護所などで発生するものは、救護所の担当医師と三町とが協議し適正な処理方法を確保する。
その他通常時に適正処理困難物として受入していないもの	販売店や業者に引き取りを依頼するものとし、そのための引き取りルートを整備などの対策を講じ、適正な処理を推進する。

第4章 一時保管場所の確保及び運営

(1) 一時保管場所の機能

一時保管場所については、災害廃棄物を一時的にストックする機能だけでなく、場合によっては、災害廃棄物の積替えや一次処理（解体・選別）を行うための機能も求められる。そのため、一時保管場所の用地を選定する際は、作業スペースの確保と適正処理並びに資源化を踏まえて、廃棄物を種類ごとに区分して保管できるよう配慮する。

(2) 一時保管場所の選定

一時保管場所の選定にあたっては、地域の被災状況を考慮しつつ、速やかに確保することが必要とされ、事前に候補地を選定しておくことが求められる。

また、一時保管場所の候補地としては、公園・緑地などの公有地の他、山林、空閑地、建設予定地、未利用農地などが考えられるが、いずれの場合においても、組合として個人情報等を把握していないため、土地の選定ならびに地権者との協議を行うことは難しく、三町において一時保管場所を確保することを基本とする。

(3) 一時保管場所の運営

一時保管場所の運営にあたっては、被災状況によっては、災害廃棄物の受入、搬入物の監視・指導、保管、管理などを行うための職員が必要とされる。また、個人や事業者が搬入する際に、災害廃棄物であることを確認するための罹災証明や発生場所などの確認作業も必要とされることから、受入時の混乱を避けるためにも三町が担当す

ることを基本とする。

第5章 一般廃棄物の処理

被災時における一般廃棄物の処理は、衛生センターで処理可能な場合には平常時と同様に組合のごみ処理施設・し尿処理施設での処理を基本とする。また、収集業務においては、被災状況に応じて平常の収集作業を制限し、避難所などの緊急を要するものから優先的に収集を行うものとする。

(1) 収集・運搬

災害発生時には、平常の収集作業を平行して行うことを原則とするが、被災状況に応じて平常収集を制限し、避難所など緊急を要するものから収集を行うこととする。

なお、避難所などからの収集についても、避難者数並びに仮設トイレの設置基数をそれぞれ把握することにより、優先順位を決定し、収集作業を実施するものとする。排出区分における対応策については表8に示すとおりとする。

表8 排出区分とその対応策

排出区分	対応策
建物の解体撤去により発生する廃棄物	西臼杵三町が行う解体撤去に伴う廃棄物は、解体撤去を行う事業者運搬を含めて委託することを基本とする。
	個人・法人が行う解体撤去に伴う廃棄物は、解体撤去を行う事業者処理処分を含めて事業を委託することを基本とする。
避難所などにおける一般廃棄物	避難所などに設けたステーションに分別して排出し、定期的に収集を行う。
被災者住宅における一般廃棄物	被災者住宅における一般廃棄物は、指定された一時仮置き場に搬入を基本とする。復旧の状況に応じて、ステーション収集に切り替えるものとする。
被災していない地域の一般廃棄物	被災していない地域の一般廃棄物は、平常時と同様に収集運搬を行う。ただし、避難所などの収集を優先するため、被災当初は平常時の収集日、収集回数を変更する場合がある。

また、組合での収集体制が委託であることから、収集・運搬委託業者や許可業者、他自治体又は民間業者との協定を締結するなど、災害時の収集・運搬能力の確保を図るものとする。

(2) 処理

災害で発生した可燃性の廃棄物(がれきは含まない)は、延岡市清掃工場「夢の杜」、衛生センターのごみ処理施設において受入れまたは処理する。また、収集されたし尿・浄化槽汚泥については西臼杵衛生センターのし尿処理施設で受入れて処理する。ただし、組合施設の全部又は一部が被災により通常の稼働が困難となった場合は、西臼杵三町と協議し「宮崎県市町村防災相互応援協定」により、県内他市町村の協力を要請する。更に処理能力が不足する場合は、県と協議し協力要請を行う。

また、被災地域から一時仮置き場へ搬入され選別された物のうち、西臼杵衛生センターで受け入れできない物については、被災地域の属する町が処理事業者または最終処分業者に委託する。

(3) し尿処理に係る被災の影響

被災時においては、便槽、浄化槽の破損、収集の遅れ、施設の処理の停滞などが想定されることから、令和5年3月に延岡市と「災害時のし尿処理に係る相互応援協定」を締結している。今後、事業者などの相互応援体制を整備し、迅速なし尿処理体制の確率を図る。

第6章 災害廃棄物の処理に関する費用

一時仮置き場で掛かった費用（処理・処分費用を含む）は、被災対象の町が負担する。また、衛生センターに持ち込まれた廃棄物に対して処理するために費用が発生した場合は、持ち込まれた量に応じて分担金を被災対象となる町に請求する。

第7章 支援・協力体制の整備

三町管内の一般廃棄物収集運搬業務は、組合が民間業者に許可または委託しており、組合及び三町共に収集運搬車両を保有する現状にない。

そのため、現行の一般廃棄物収集運搬業者による被災地域のごみの収集・運搬、ごみ処理に要する人員・機材等の提供、情報の提供など、連絡体制を確立することで、被災時の収集運搬能力の確保を図る。

表9 西臼杵広域行政事務組合災害関連協定

団体名	協定の名称	概要
宮崎県内市町村	宮崎県市町村防災相互応援協定	防災関連
延岡市	災害時のし尿処理に係る相互応援に関する協定	防災関連

※付則

延岡市清掃工場が被災した場合の対応については、現在の時点で対応策は白紙の状態であるため、今後関係機関と協議し検討していく。基本的には、県内の自治体との協議を主に考えて進めていく方向であるが、地理的な条件を考えると熊本県、大分県の自治体も視野にいれた協定を結ぶ必要がある。

【宮崎県市町村防災相互応援協定】

(趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）

第67条第1項の規定の趣旨に基づき、県内において大規模な災害が発生し、被災市町村独自では十分な応急措置が実施できないときに、円滑に市町村間相互の応援を行うために、必要な事項について定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において、災害とは、法第2条第1号に定める災害をいう。

(連絡窓口)

第3条 市町村は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部局を定め、災害が発生したときには、速やかに必要な情報を相互に伝達するものとする。

(応援項目)

第4条 応援項目は、次に掲げるとおりとする。災害応急措置に必要な職員の派遣 食料品、飲料水及び生活必需品の提供 避難及び収容施設並びに住宅の提供 医療及び防疫に必要な資機材及び物資の提供 遺体の火葬のための施設の提供 ごみ及びし尿の処理のための装備及び施設の提供 災害応急措置に必要な車両及び資機材の提供 ボランティア団体の受付及び活動調整 その他応援のため必要な事項

(応援要請の手続)

第5条 被災市町村の長は、応援を要請しようとするときは、次に掲げる事項を明らかにして、口頭により行い、事後において速やかに文書を提供するものとする。被害及び被害が予想される状況 前条に掲げる応援項目の種類及び内容 応援を希望する期間 その他必要な事項

(応援の実施)

第6条 応援を要請された市町村長は、あらゆる手段を講じ、応援に努めるものとする。
2 被災市町村以外の市町村の長は、災害の実態に照らし、特に緊急を要し、被災市町村の長が前条に定める要請ができないと判断される場合には、県消防防災課と協議の上、同条の要請を10待たないで、必要な応援を行うことができるものとする。この場合には、同条の応援要請があったものとみなす。

(応援部隊の指揮)

第7条 応援部隊は、応援を要請した市町村長の指揮の下に行動するものとする。

(経費負担)

第8条 応援に要した経費は、応援を受けた市町村の負担とする。ただし、特段の事情がある場合は、当事者間の協議によるものとする。

(平常時の任務)

第9条 この協定に基づく応援が円滑に行われるように、各市町村は、自らの応援能力等を正確に把握するものとする。2 前項の規定による応援能力を相互に把握するため、年1回以上、連絡会を開催して応援に必要な情報の交換をするものとする。

(他の協定との関係)

第10条 この協定は、市町村が別に消防組織法の規定に基づき締結した消防相互応援等その他の協定を排除するものではない。

(その他)

第11条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、市町村が協議して定めるものとする。

(効力発生の時期)

第12条 この協定は、平成8年9月1日から効力を生じる。この協定の締結を証するため、本書44通を作成し、記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

災害等によるし尿処理に係る相互応援に関する協定書

(目的)

第1条 この協定は、災害等の発生により、延岡市(以下「甲」という。)及び西臼杵広域行政事務組合(以下「乙」という。)が、し尿処理業務を独自では適正に遂行できない場合において、甲及び乙が相互に応援するために必要な事項を定めることにより、し尿の円滑な処理を図り、もって、生活環境の保全に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この協定において、「災害等」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害並びに甲及び乙が設置するし尿処理施設の事故その他相互の応援を要すると認められる事象をいう。

2 この協定において、「し尿」とは、甲及び乙の区域から発生したし尿及び浄化槽汚泥をいう。

(応援要請等)

第3条 甲及び乙は、災害等の発生に起因して次のいずれかに該当する場合は、相互に応援の要請(以下「応援要請」という。)をすることができる。

- (1) し尿処理施設が被災し、し尿の処理ができない場合
- (2) し尿処理施設への搬入道路が被災し、し尿処理施設に搬入できない場合
- (3) その他特に必要がある場合

2 応援要請は、次の事項を電話等で連絡した後、速やかに文書で通知するものとする。

- (1) 災害等の発生日時、場所及び災害等の状況
- (2) 処理量・搬入期間の見込み
- (3) 搬入方法
- (4) 連絡責任者
- (5) その他必要事項

3 甲及び乙は、応援要請を受けた場合は、自らの業務に支障がない限り応援するものとする。

(経費の負担)

第4条 応援に要する経費は、原則として応援要請をした者が負担するものとし、当該経費に係る負担額は、甲乙協議の上決定する。

(実施細目)

第5条 この協定の運用に関し必要な事項は、別に定める。

2 この協定に定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。

この協定は、令和5年3月20日から効力を生ずるものとし、この協定の成立を証明するため本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保管する。

令和5年3月20日

甲 宮崎県延岡市東本小路2番地1 延岡市
延岡市長 読谷山洋司

乙 宮崎県西臼杵郡高千穂町大字三田井1346番地1
西臼杵広域行政事務組合 管理者 甲斐宗之